

有機農業をめぐる事情 及び 有機農業推進施策の状況

令和2年9月

農林水産省

生産局 農業環境対策課

有機農業・有機農産物とは？

有機農業

- 有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）において、「**有機農業**」とは、“化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業”と定義されている。

有機農産物

「有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができる。



**認証を受けていない農産物に、
「有機」「オーガニック」等の表示を
行うことはできない**

「有機農産物の日本農林規格（有機JAS）」には、

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

などが記載されている。

- コーデックス委員会*1『有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL32-1999）』によると、“有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである”とされている。（**有機JAS規格はコーデックス委員会のガイドラインに準拠している**）

1：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

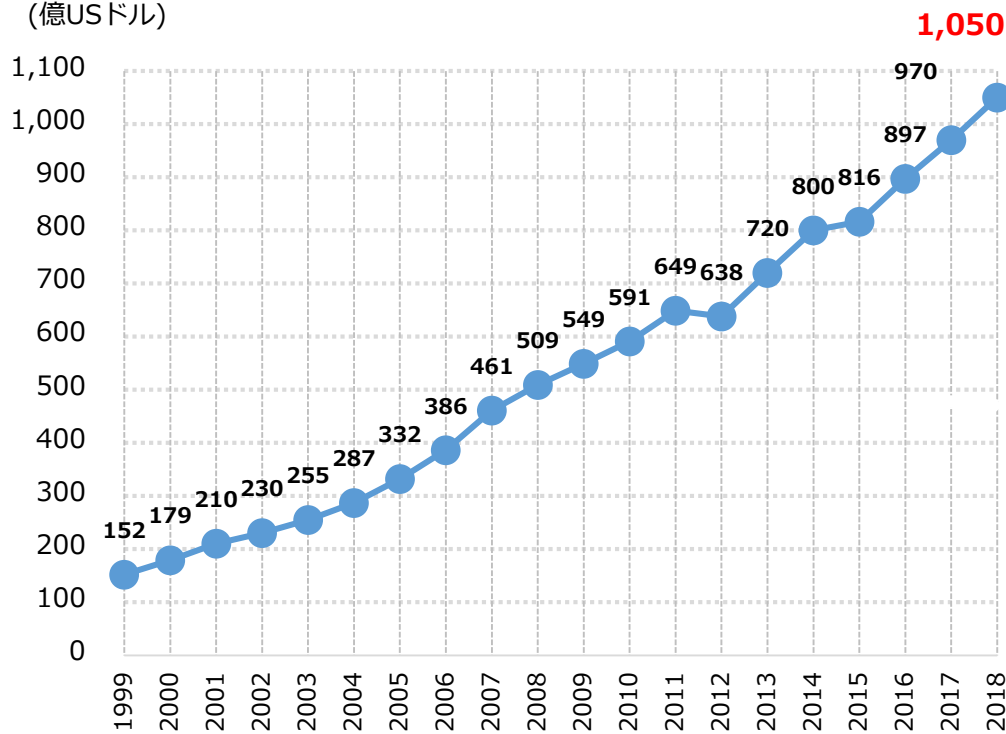
有機食品市場（世界の状況）

▶ 世界の有機食品売上は増加し続けており、2018年では約1,050億ドル（約11.6兆円 / 1ドル=110円）。

米国の売上は5兆円超、独、仏、中国は1兆円超。日本は中国に次いでアジア2位、世界では13番目の有機食品市場規模。

世界の有機食品売上の推移

(億USドル)

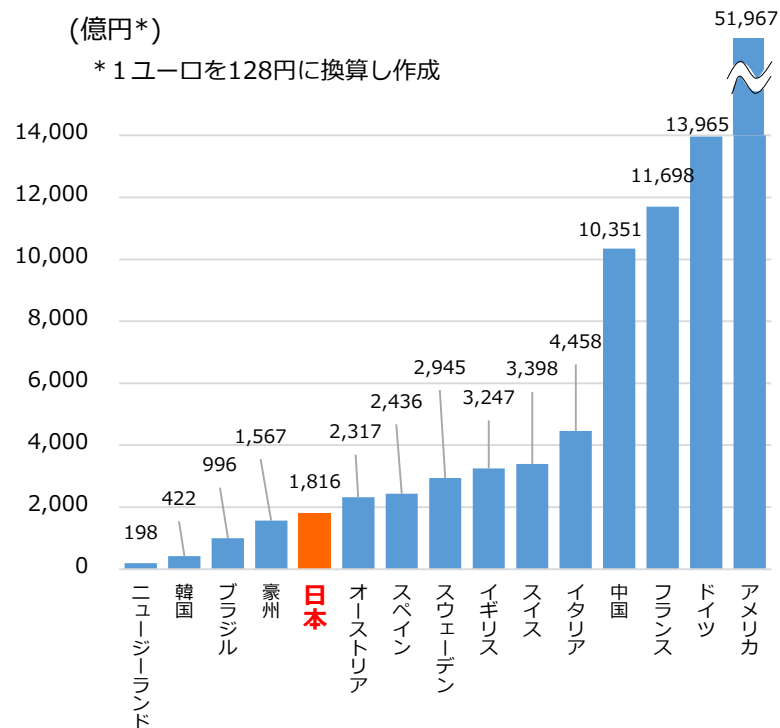


※FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008~2020をもとに、農業環境対策課作成

国別の有機食品売上額(2018年)

(億円*)

* 1 ユーロを128円に換算し作成



※FiBL&IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2020をもとに、農業環境対策課作成

有機食品市場（日本の状況）

- 我が国の有機食品の市場規模は、消費者アンケートにより、2009年に1,300億円、2017年に1,850億円と推計。
- 2017年の調査では、週に1回以上有機食品を利用する消費者は17.5%。

我が国の有機食品市場規模の推計状況 (消費者アンケートに基づく)

推計年度	2009年	2017年
①「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の一世帯当たり月平均有機食品の購入金額（円）	11,800円	10,750円
②「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の割合（%）	0.90%	1.68%
③ 日本全国の世帯数（世帯）	4,900万世帯	5,340万世帯
④ 日本全国の「ほとんどすべて「有機」を購入している」者の有機食品購入金額（円）	624億円	1,157億円
⑤日本全国の有機食品市場規模の推計値（円）	1,300 億円	1,850 億円

注1：17.5%×9.6%

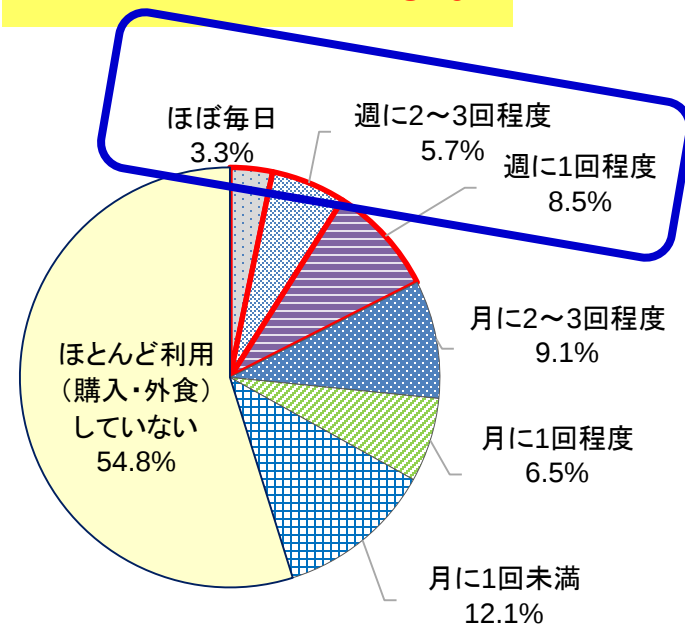
注2：10,750円×12月×1.68%×5,340万世帯

※2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計をもとに、農業環境対策課作成

2017年 消費者アンケート調査の結果

有機食品の利用頻度（回答者4,530人）

**週に1回以上有機食品を利用
=17.5%**

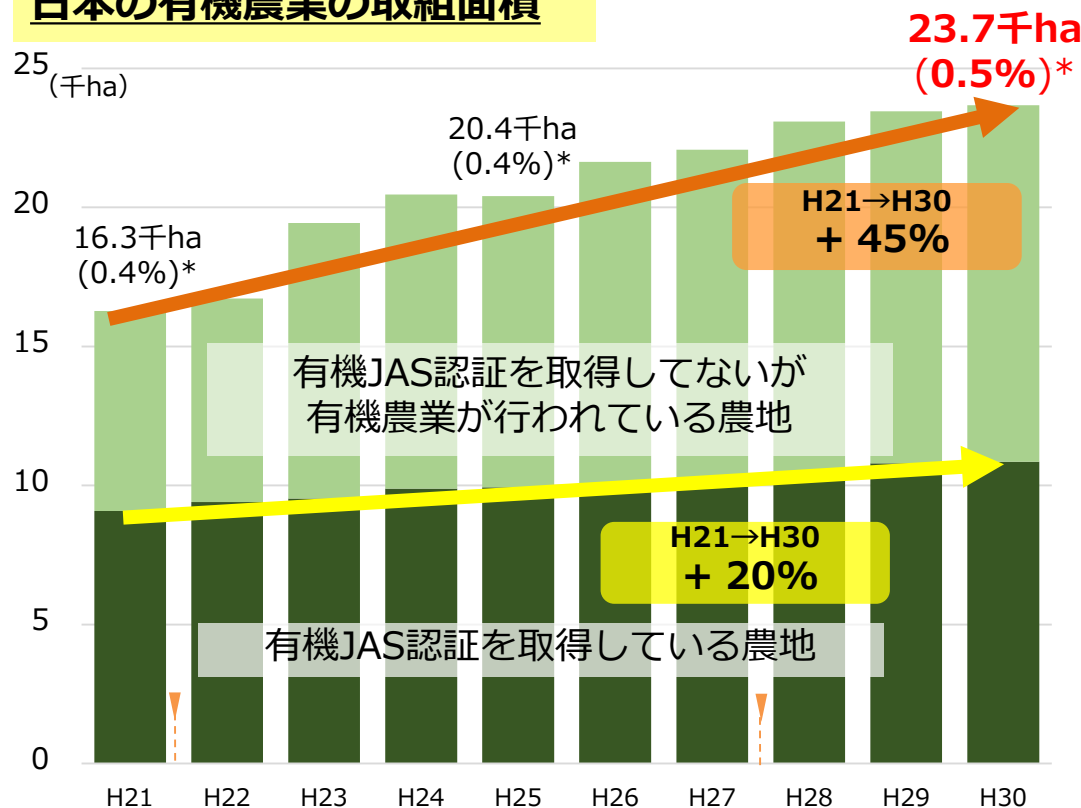


2017年農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による

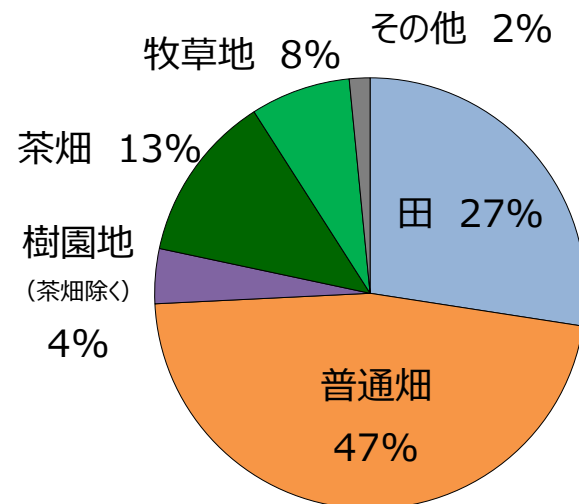
有機農業の取組面積 ～日本の状況～

- ▶平成21年から平成30年の間に有機農業の取組面積は45%、そのうち有機JAS認証を取得している農地は20%増加。
- ▶有機JAS取得農地の地目別の割合は、47%が普通畑、27%が田、13%が茶畑、8%が牧草地となっている。近年茶畑の面積が大きく拡大している。

日本の有機農業の取組面積



有機JAS取得農地の地目別の面積割合H30)



* () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

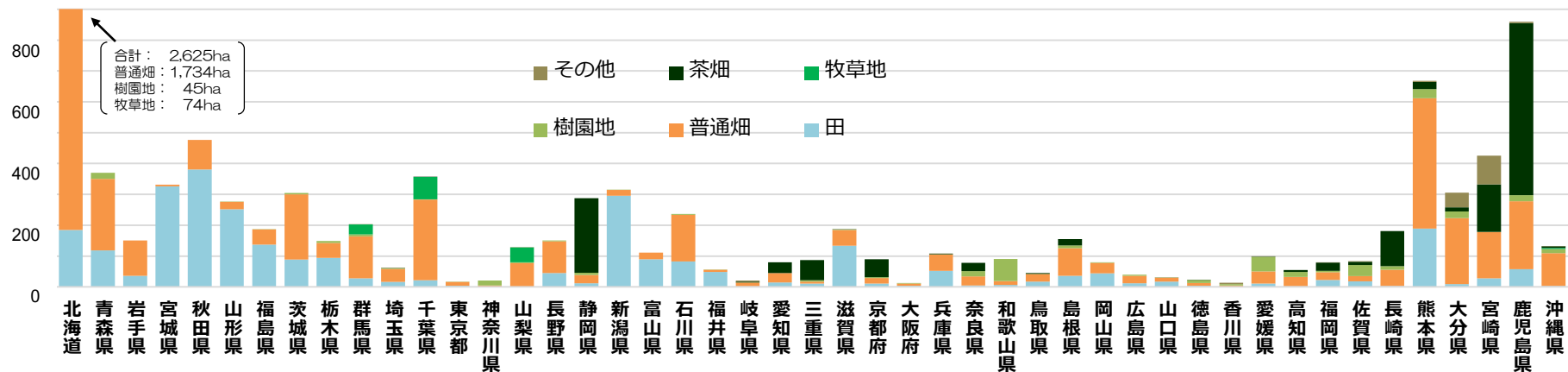
※ 有機JAS認証取得農地面積は食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：有機JASを取得していない農地面積は、H21年、22～26年、27～30年度で調査・推計方法が異なる。また、都道府県ごとに集計方法が異なる。）

※※ H30年度の有機農業の取組面積にかかる実態調査（農業環境対策課実施）の結果、複数の県で、H27年度以降の「有機JASを取得していない農地面積」が修正されたため、H30年12月より、H27年度以降の有機農業の取組面積合計値を修正。

有機JAS認証取得農地

- 有機JASを取得している農地は、北海道が全国の約 1 / 4 を占め最大。東北や北陸では田が多く、東京近郊は普通畑が、西日本は普通畑や茶畑が多い。
- 普通畑や樹園地では、全耕地の1.0%以上の農地で有機JASを取得している府県も存在（鹿児島県の樹園地（茶畑を含む）では約4.4%が有機JASを取得）。
- 市町村単位でも、有機農業の取組が盛んな地域が存在。

有機JAS取得農地面積(H30 各県別)



※すべて農林水産省HP「有機農産物等の格付実績及び有機ほ場の面積」をもとに農業環境対策課作成

県別・地目別で見ると

有機JAS認証取得農地面積が全耕地面積に占める割合

畑地

石川県: 3.0%
大分県: 2.5%
熊本県: 1.9%

樹園地（茶を含む）

鹿児島県: 4.4%
宮崎県: 3.6%
島根県: 2.2%

市町村単位では

有機農業取組面積（有機JAS認証を取得していない農地を含む）が

全耕地面積の1%を

超える市町村は

80

（最も割合が高い市町村では、全耕地面積の7割以上が有機農地と回答）

農業環境対策課調べ（平成30年度時点の状況について市町村より聞き取った結果）

平成30年。有機JAS認証取得農地の面積は食料産業局調べ（令和2年7月30日に石川県の地目別面積が修正されたことを反映済）。各都道府県の耕地面積（耕地及び作付面積統計（平成30年7月15日時点））に対する割合を、農業環境対策課が算定。

有機農業に取り組む生産者の状況

- 新規参入者のうち有機農業に取り組んでいる者は2～3割と高い傾向。
- 平成30年時点で有機JASを取得している農家数は、北海道、熊本県、鹿児島県で200戸を超えており、12道県で100戸以上。

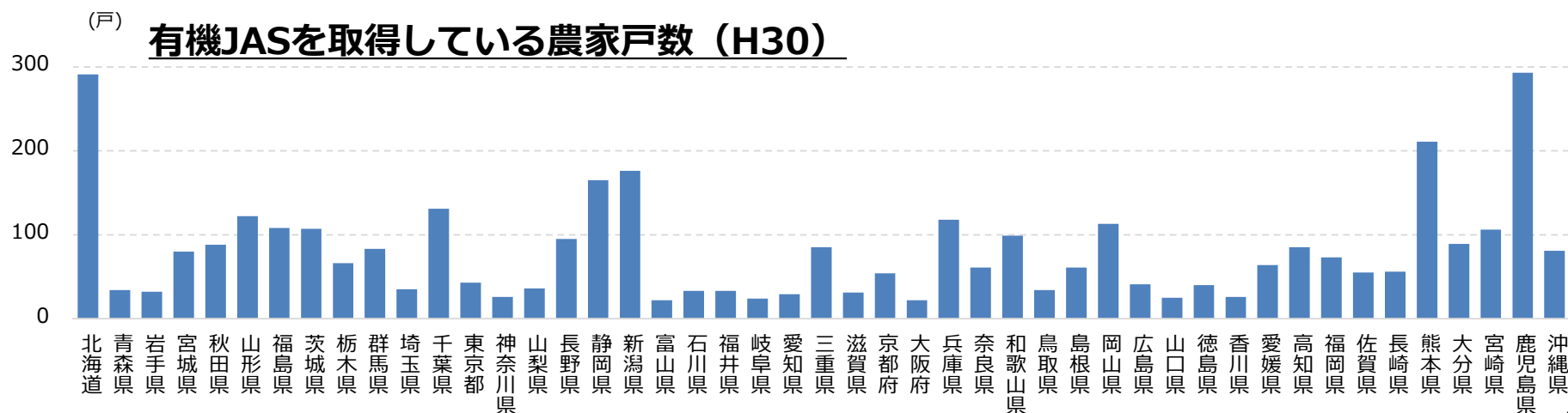
新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合

	全作物で 有機農業を実施	一部作物で 有機農業を実施
平成22年	20.7%	5.9%
平成25年	23.2%	5.7%
平成28年	20.8%	5.9%

* 新規参入者とは、土地や資金を独自に調達（相続・贈与等を除く）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

※新規就農者の就農実態に関する調査（H18, H22, H25, H28 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。本調査の調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

※新規就農者調査（農林水産省）によると、平成22年、平成25年、平成28年の新規参入者は、各々1,730人、2,900人、3,440人。



有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

基本的な事項

- 有機農業の取組拡大は、以下のような特徴から農業施策の推進に貢献。
 - 農業の**自然循環機能を大きく増進**し、農業生産に由来する**環境への負荷を低減**、さらに **生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果**を示すなど農業施策全体及び農村に おける**SDGsの達成に貢献**。
 - 国内外での需要の拡大に対し国産による安定供給を図ることが、**需要に応じた生産供給や輸出拡大推進に貢献**。
- 有機農業の拡大に向け、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、以下の取組を推進。
 - **有機農業の生産拡大**：有機農業者の**人材育成、産地づくり**を推進。
 - 有機食品の**国産シェア拡大**：**販売機会の多様化、消費者の理解の増進**を推進。

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を以下のように見通し。

国内の有機食品の需要

1,300億円（2009） → 1,850億円（2017） → 3,280億円（2030）

有機食品の輸出額

17.5億円（2017） → 210億円（2030）

- この需要に対応し、**生産および消費の目標**として、以下を設定。

有機農業の取組面積

23.5千ha（2017） → **63千ha**（2030）

有機農業者数

11.8千人（2009） → **36千人**（2030）

有機食品の国産シェア

60%（2017） → **84%**（2030）

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%（2017） → **25%**（2030）

有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月改定）

- 新たな方針（令和2年4月30日公表）では、有機農業に係る**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進、技術開発・調査等**を通じ、有機農業の取組拡大を推進。

推進に関する施策

- 有機農業をSDGsへ貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくため、**人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解の増進**に関しては、**国際水準以上の有機農業の取組を推進**。
- 調査や技術開発等は、**国際水準に限らず幅広く推進**。

➤ 人材育成：

- 就農相談、共同利用施設整備、技術実証、**土壌診断DB構築、指導員の育成・現地指導等**

➤ 産地づくり：

- 拠点の育成、**有機農業に適した農地の確保・団地化、地方公共団体のネットワーク構築等**

➤ 販売機会の多様化：

- 多様な業界との連携、**物流の合理化、加工需要の拡大、有機認証取得時の負担軽減等**

➤ 消費者の理解の増進：

- 表示制度等の普及啓発、食育等との連携、**小売事業者等と連携した国産需要喚起等**

➤ 技術開発・調査：

- 雑草対策、育種等**、地域に適した技術体系の確立、各種調査の実施と**わかりやすい情報発信等**

中間評価及び見直し

- 10年後（**2030年**）を**目標年度**としつつ、達成状況を随時確認し、**5年後を目途に中間評価を行い見直しを検討**。

農林水産省による取組 ①有機農業の推進に関する予算

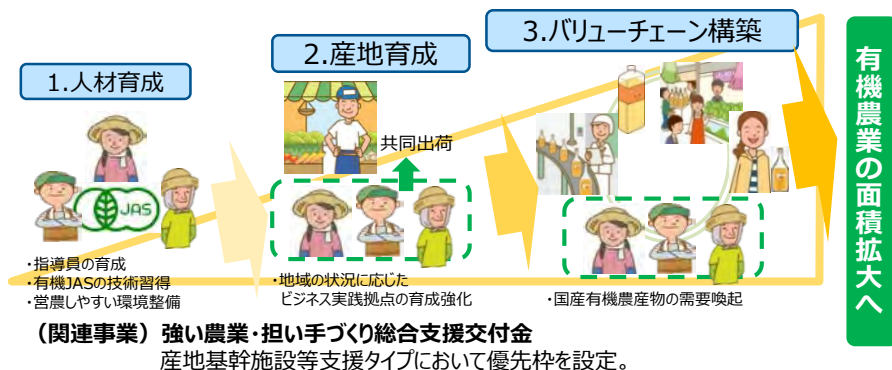
【令和2年度予算額 2,513 (2,458) 百万円の内数】
【令和元年度補正予算額 100百万円の内数】

<対策のポイント>

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進させ、環境負荷を大きく低減するものであるとともに、その農産物の付加価値を高め有利販売につなげることができる取組であることから、その面的拡大に向けた取組を支援します。

持続的生産強化対策事業のうち 1 有機農業推進総合対策事業 153 (98) 百万円

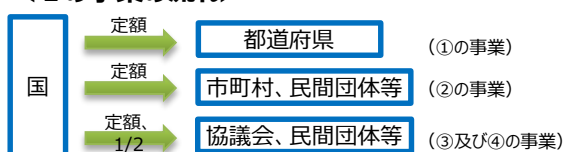
- 我が国における国際水準の有機農業の取組を推進するため、
- ① 有機農業指導員の育成
 - ② 新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成
 - ③ オーガニックビジネスの実践拠点づくりによる安定供給体制の構築
 - ④ 国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起等を支援。



グローバル産地づくり緊急対策事業のうち 2 有機JAS認証、GAP認証取得等支援 令和元年度補正 100百万円の内数

有機農産物・加工食品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得、輸出向け商談、商品開発、農業機械リースの取組を支援。

<1の事業の流れ>



<2の事業の流れ>



<3の事業の流れ>



【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課
1、2の事業：03-6744-2114、3の事業：03-6744-0499

3 環境保全型農業直接支払交付金 2,360 (2,360) 百万円の内数

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等**に効果の高い農業生産活動を支援。第2期対策から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図る。

【事業の概要】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて**地球温暖化防止や生物多様性保全等**に効果の高い営農活動（**有機農業の取組**、カバークロップ（緑肥）の作付等）に取り組む場合に、追加的コストを支援



【対象者】農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【有機農業の交付単価】 国際水準の有機農業を実施していること ※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

- そば等の雑穀・飼料作物以外：12,000円/10a
このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合[※]に限り、2,000円を加算。
注）土壌分析を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
- そば等の雑穀・飼料作物：3,000円/10a

本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

農林水産省による取組 ①有機農業の推進に関する予算（人材育成関係）

持続的生産強化対策事業のうち 有機農業推進総合対策事業

人材
育成



○ 有機農業推進体制整備交付金

国際水準の有機農業に取り組もうとする農業者の指導体制を整備するため、都道府県が、有機JAS制度等について農業者に指導・助言を行う人材（有機農業指導員）を育成する取組等を支援。

・ 本交付金の対象となる取組

【有機農業指導員の育成】

国際水準の有機農業及び有機JAS制度の指導に必要な知識を、座学及び現場で習得するのに必要な経費を支援

【有機農業指導員の活動】

指導員が農業者を訪問し、指導・助言を行うのに必要な経費等を支援

※有機農業指導員とは

以下の①と②の研修等を受講し、有機JAS制度や栽培技術等について指導・助言を行う者

- ①有機JAS検査員向け養成研修
- ②ほ場実地検査を活用した現地講習

・ 有機農業指導員・有機農業指導体制のイメージ

- ◆ 地域の熟練農業者や有機JAS認証事業者、有機JAS制度の知見を有する民間事業者等、多様な専門性を持つ有機農業指導員が、分業・連携して、地域の農業者の多様なニーズに対応することも可

有機農業指導体制のイメージ

有機農業指導員の所属	指導対象
普及指導員A	JAS・技術・経営
JA営農指導員 B	JAS（農産物）・技術（特に野菜）
●●市職員 C	JAS（農産物）
コンサル会社社員 D	JAS（農産物、加工）・経営
農業者 E	JAS（農産物）・技術（特に水稻）
農業者 F	JAS（農産物、加工）・技術（特に野菜）

地域の人材

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (ア) 普及指導員等の都道府県職員 | (エ) 民間企業の社員 |
| (イ) 営農指導員等の農業協同組合職員 | (オ) 熟練有機農業者 |
| (ウ) 市町村職員 | (カ) その他（指導農業士など） |
| | (イ) JAS取得かつ指導実績のある者 |

農林水産省による取組 ①有機農業の推進に関する予算（人材育成関係）

持続的生産強化対策事業のうち

有機農業推進総合対策事業

人材
育成



○ 有機農業新規参入者技術習得支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を支援

有機JAS認証取得を検討中の認定新規就農者の方！

農林水産省 補助事業で

有機JAS認証取得に向けた費用を補助します！

営農開始5年以内の認定新規就農者の皆さんを応援します！

農林水産省公式 有機JAS イメージキャラクター「ジャスマロ」

講習会受講料 **3万円まで**
※教材費含む／交通費対象外

ほ場実地検査費用 **9万円まで**
※検査員の交通費も対象

○ 有機農地集約化試行支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者が営農しやすい環境を整備するため、市町村等が、複数の耕作放棄地等をまとめ、有機的ほ場管理を行い、有機JASほ場に転換する試行的取組を支援

複数の耕作放棄地等をまとめて、有機JASほ場に転換する取組を支援

イメージ1 耕作放棄地を有機JASほ場に転換することで、地域の再生に！



イメージ2 有機農業の農地をまとめることにより、必要な緩衝帯を削減。



農林水産省による取組 ①有機農業の推進に関する予算（産地育成関係）

持続的生産強化対策事業のうち

有機農業推進総合対策事業

産地
育成



有機農産物安定供給体制構築事業

オーガニックビジネス実践拠点の発展状況に応じて、学校給食等を含む販路確保に向けた取組や生産・出荷拡大に必要な機械リース導入等を支援するとともに、実践拠点と実需者との商談や、各地の拠点に共通する生産・流通課題への対応、自治体ネットワークと連携した活動に関する取組を支援

1.オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

- ・有機農業者のネットワークづくり
- ・学校給食等を含む販路確保に向けた取組
- ・栽培技術や経営力向上に向けた研修会等の開催
- ・生産・出荷拡大に必要な機械リース導入等を支援。

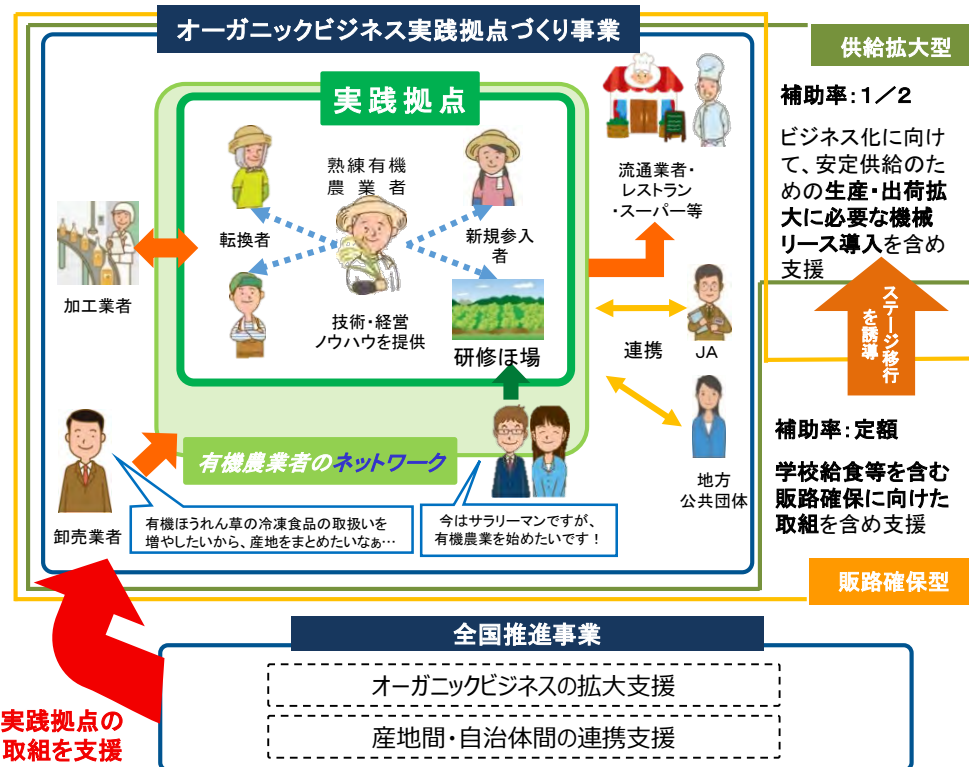
2.全国推進事業

① オーガニックビジネス拡大支援事業

- ・オーガニックプロデューサーの派遣
- ・実践拠点と実需者との円滑な商談を促す取組を支援。

② 産地間・自治体間連携支援事業

- ・雑草対策などの生産技術課題への対応実証
- ・流通の効率化など流通技術課題への対応実証
- ・自治体ネットワークと連携した活動を支援。



農林水産省による取組 ①有機農業の推進に関する予算（産地育成関係）

持続的生産強化対策事業のうち 有機農業推進総合対策事業

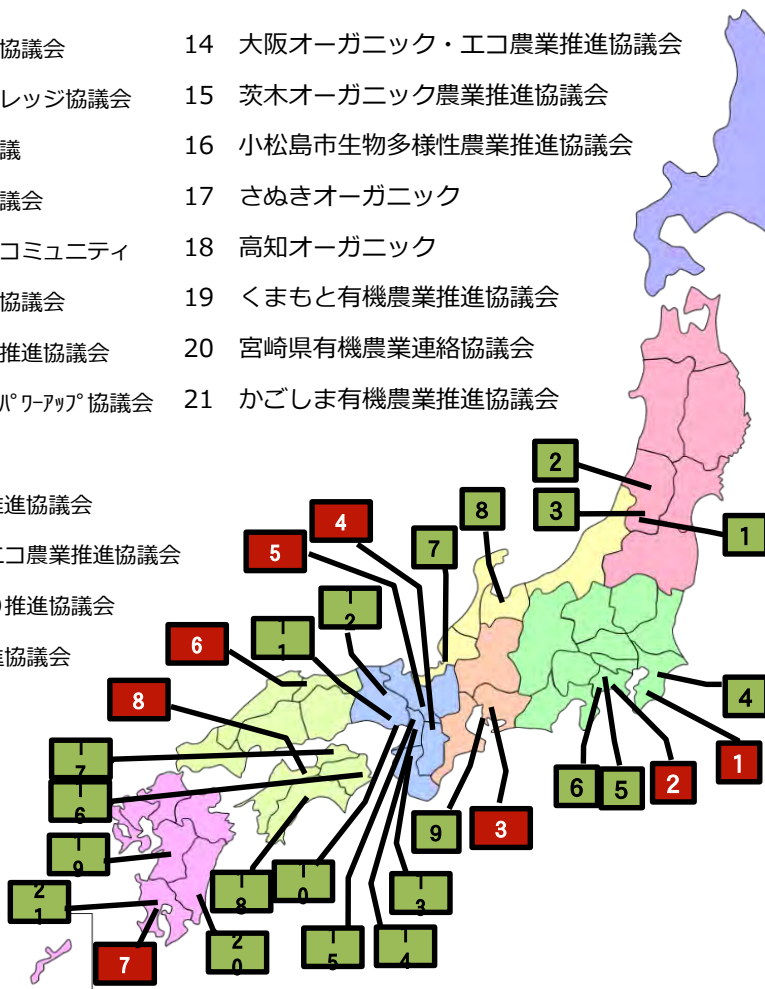
産地
育成



令和2年度オーガニックビジネス実践拠点づくり事業実施地域・主体

【販路確保型】

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 かわにし有機農業推進協議会 | 14 大阪オーガニック・エコ農業推進協議会 |
| 2 もがみオーガニックビレッジ協議会 | 15 茨木オーガニック農業推進協議会 |
| 3 南陽市有機農業推進協議会 | 16 小松島市生物多様性農業推進協議会 |
| 4 千葉県有機農業推進協議会 | 17 さぬきオーガニック |
| 5 さがみサステナブルコミュニティ | 18 高知オーガニック |
| 6 小田原有機の里づくり協議会 | 19 くまもと有機農業推進協議会 |
| 7 若狭小浜オーガニック推進協議会 | 20 宮崎県有機農業連絡協議会 |
| 8 とやま有機・エコ農業パートナーシップ協議会 | 21 かごしま有機農業推進協議会 |
| 9 知多の恵み | |
| 10 神戸有機農業者CSA推進協議会 | |
| 11 神戸オーガニック・エコ農業推進協議会 | |
| 12 丹波市有機の里づくり推進協議会 | |
| 13 那賀地方有機農業推進協議会 | |



オーガニックビジネス 実践拠点連携セミナー

実践拠点づくりに取り組んでいる全国各地の事例等を共有する、オーガニックビジネス実践拠点連携セミナーも開催。



← 令和元年度セミナーの資料はこちら

【供給拡大型】

- 1 自然と共生する里づくり連絡協議会
- 2 株式会社いかす
- 3 名古屋オーガニックアクション協議会
- 4 生活協同組合コープ自然派奈良
- 5 京都オーガニックアクション協議会
- 6 株式会社コミュニティファーム
- 7 有限会社かごしま有機生産組合
- 8 株式会社いけちゃん農園

過年度の各地域の
取組内容は
次ページ参照

平成30年度の“オーガニックビジネス実践拠点づくり”の事例

各地の取組事例集はこちら▶

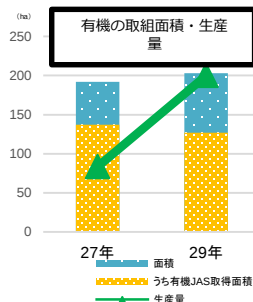


とやま有機・エコ農業パワーアップ協議会（富山県）

《取組の特徴》

- ・実証ほの設置・技術研修会の開催
- ・ニーズ調査や産地育成指導による販売力の強化 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 生産者等の理解を深めるため、**水田除草機の実演会**を開催するとともに、**実証ほを設置し、除草効果や収量への影響を検証。**
- ✓ 首都圏の実需者の**ニーズの高い品目や価格等の情報収集**を実施。また、**首都圏のアドバイザーを産地に招き、有機農産物の県外出荷や加工販売のポイントについて学ぶ産地指導**を実施。

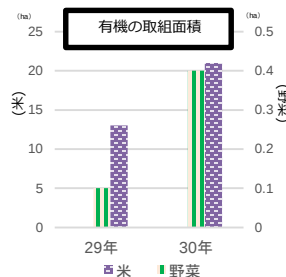


自然と共生する里づくり連絡協議会（千葉県いすみ市）

《取組の特徴》

- ・新規就農者・転換者対象の土づくり実証や栽培指導の実施
- ・学校給食への有機野菜導入 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ **新規参入・転換者3名**を対象に、熟練農業者による**栽培指導**を7月～12月の間実施。
- ✓ 学校給食において、地場産有機米全量使用に続き、**地元直売所と連携した地場産有機野菜の供給体制を構築。**

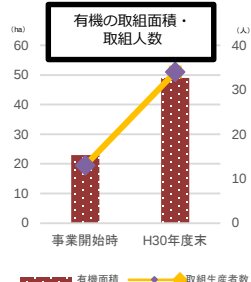


京都オーガニックアクション協議会（京都府）

《取組の特徴》

- ・共同物流便運行と農産物生産販売計画・取引データ共有
- ・生産者／実需者の意見交換会および相互訪問 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ farmOを活用し、会員80名のうち、30名が**生産や受発注の状況を共有し、実需者が共同購入。**
- ✓ メンバーの業者が連携し、**集荷ステーションを設置することでシェア物流便を運行を開始し、物流コストや労働力の低減を目指す。**

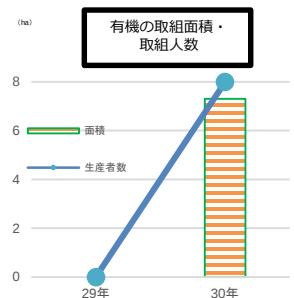


宮崎県有機農業推進協議会（宮崎県）

《取組の特徴》

- ・転換者等を対象にした技術実証展示ほの設置
- ・県内農家800名以上を対象に有機JAS認証取得意向アンケートを実施し、取組をより効果的に 等

《取組の成果》



《取組のポイント》

- ✓ 有機農業を始める方を対象に、**有機栽培技術実証展示ほ（ゆず等）を設置し、8～3月の間栽培指導**を実施。
- ✓ 有機農業の先進事例を調査し、**現在事例集を作成中。**



農林水産省による取組 ①有機農業の推進に関する予算（産地育成関係）

持続的生産強化対策事業のうち

有機農業推進総合対策事業

産地
育成



○ 生産技術課題・流通技術課題対応実証の事例（令和元年度全国推進事業）

有機農業に取り組む際に大きな作業負担となっている雑草対策（除草、抑草等）の実証の取組を支援。

▼水田での実証

■新たな早期湛水深水管理抑草体系およびポイント

図1 栽培体系

▼畑地での実証

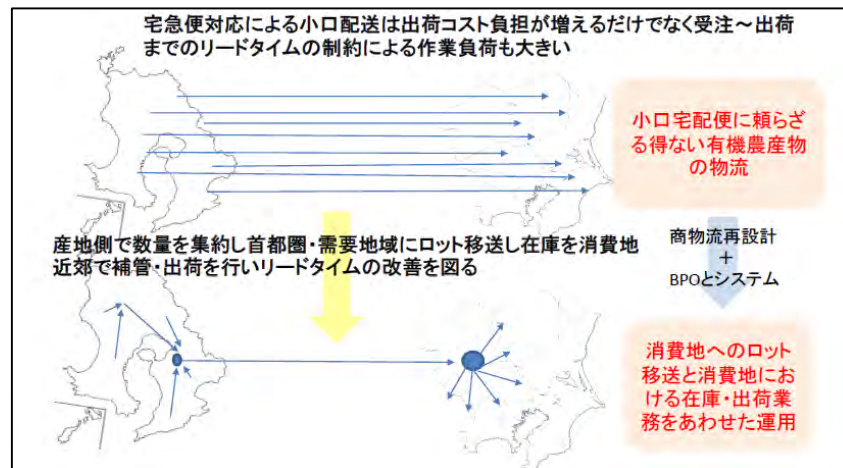
太陽熱養生処理技術

一般社団法人 日本有機農業普及協会

有機農産物の流通面の課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に関し、流通量の安定化、流通コストの軽減等に向けた実証の取組を支援

より詳しくはこちら →

※令和元年度オーガニックビジネス
実践拠点連携セミナー（R2.1.31開催）



一般社団法人 日本有機農産物協会作成資料（有機農産物安定供給体制構築事業 産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体ネットワーク構築及び流通技術課題対応実証支援事業）より抜粋

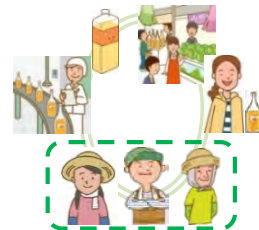
農林水産省による取組

①有機農業の推進に関する予算（バリューチェーンの構築関係）

持続的生産強化対策事業のうち

有機農業推進総合対策事業

バリュー
チェーン
構築



○ 国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物の新たな市場を創出していくため、流通、加工、小売等の事業者と連携し、国産有機農産物の消費者需要及び加工需要を喚起する取組を支援。

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

有機食品に対する消費者需要を喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者と連携して行う取組事例集作成やワークショップの開催などを支援。

2. 国産有機加工食品バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物の加工需要を拡げるため、有機加工食品のJAS規格の説明や加工の取組事例を紹介する講習会の開催などを支援。

3. 実需者等理解増進活動支援事業

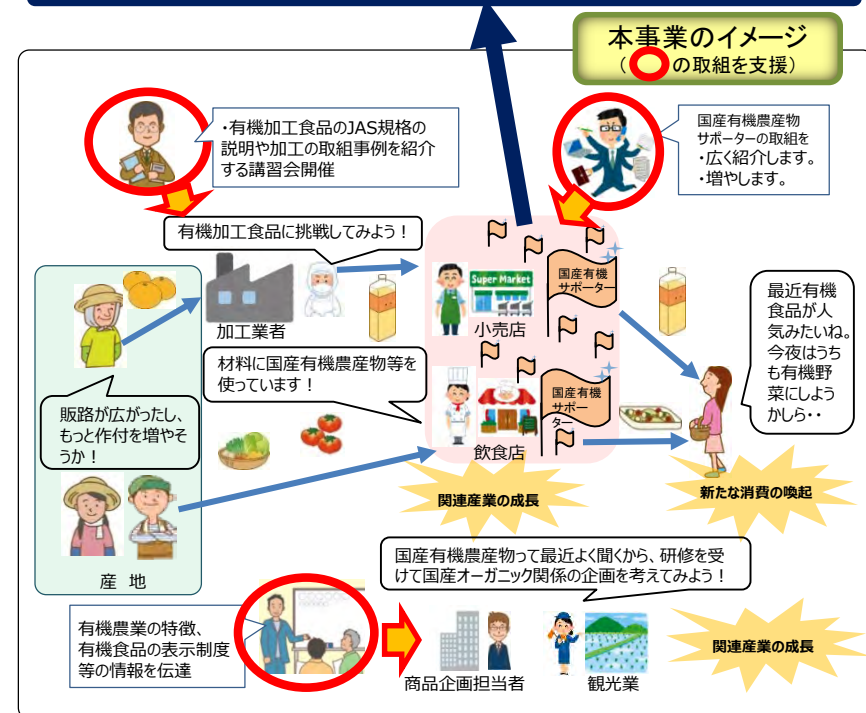
有機農業に対する消費者等の理解を促すため、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修等により、国産有機農産物の理解者として育成する取組を支援。

国産の有機食品を取り扱う小売業者及び飲食サービス事業者の皆様へ

国産有機サポーターズへのお誘い

国産有機サポーターズは、
国産の有機食品の需要喚起に向け
農林水産省が、事業者の皆様と
連携して取り組んでいくための
新たなプラットフォームです！

参加費 無料



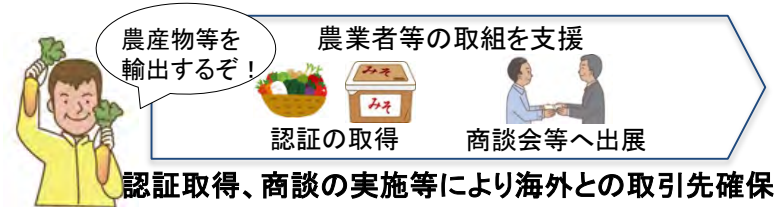
農林水産省による取組 ①有機農業の推進に関する予算（輸出拡大）

グローバル産地づくり緊急対策事業のうち

有機JAS認証、GAP認証取得等支援

有機農畜産物等の輸出拡大に向けて、農業者等や食品製造事業者が行う、有機JAS認証の取得（必須）、商談（必須）、商品開発及び機械等のリース導入の取組に対して必要な経費を支援。

○事業イメージ



○支援対象者

- ① 農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、農業協同組合等の農業者の組織する団体又は農畜産物の生産を行う事業者
- ② 有機加工食品の製造に取り組む事業者
- ③ 協議会（構成員に農業者等及び食品製造事業者、流通・販売事業者等のいずれかが含まれていること）

※③のイメージ

農業者 + [食品事業者 or 流通・販売事業者]



事例集は
農水省HPへ掲載

○成果の周知



農林水産省による取組 ⑤優良な取組の顕彰

未来につながる持続可能な農業推進コンクール (有機農業・環境保全型農業部門)

<<令和元年度の受賞事例>>

👑農林水産大臣賞👑

いすみ市環境保全型農業連絡部会

面積：100ha (千葉県いすみ市)

構成員：25名 栽培品目：水稻



● 取組のポイント

- ・ 学校給食への有機米利用を市に提案し、平成27年に初めて有機米4tを学校給食に提供。28年、全小中学校での給食について、全国で未だ例のない全量有機米使用の方針を市が打ち出したことを受け、29年には学校給食米全量にあたる42tを提供。本取組は、近隣市町村にも波及。
- ・ 大手総合スーパーや生協等、多様な業種への販売に取り組み、消費者等を対象とした体験・交流の取組を実施して、顧客との優良な関係を構築。



▲ 有機米の給食を食べる児童



▲ 実需者と連携した体験・交流事業

👑生産局長賞👑

(株) しあわせ野菜畑 (静岡県掛川市)

面積：10ha

構成員：15名

栽培品目：野菜 約50品目



▲ サポート付きの市民農園を運営

● 取組のポイント

- ・ 多品目の有機野菜を生産していることを活かして、有機野菜のセットを消費者へ宅配で発送。有機野菜セットは掛川市のふるさと納税返礼品にも採用。
- ・ 『しあわせ野菜新聞』の発行、市民農園の開園など、有機農産物の消費者へのPRや理解促進のため積極的に活動。

👑生産局長賞👑

(有) 北村製茶 (長崎県北松浦郡佐々町)

面積：8.3ha

構成員：11名

取組品目：茶



▲ 香港での試飲会

● 取組のポイント

- ・ 有機栽培茶の生産・加工・販売の一貫体制を構築し、ブランド化することにより付加価値を向上させ、経費に見合う取引価格を実現、経営を安定化。
- ・ オーガニック茶への需要が高い香港へ高級茶の輸出を開始し、順調な出荷を継続。

👑生産局長賞👑

鳥越 靖基 氏 (熊本県上益城郡山都町)

面積：4ha

栽培品目：ニンジン、ピーマン、ダイコン、カブ、水稲



▲ 学生農業体験

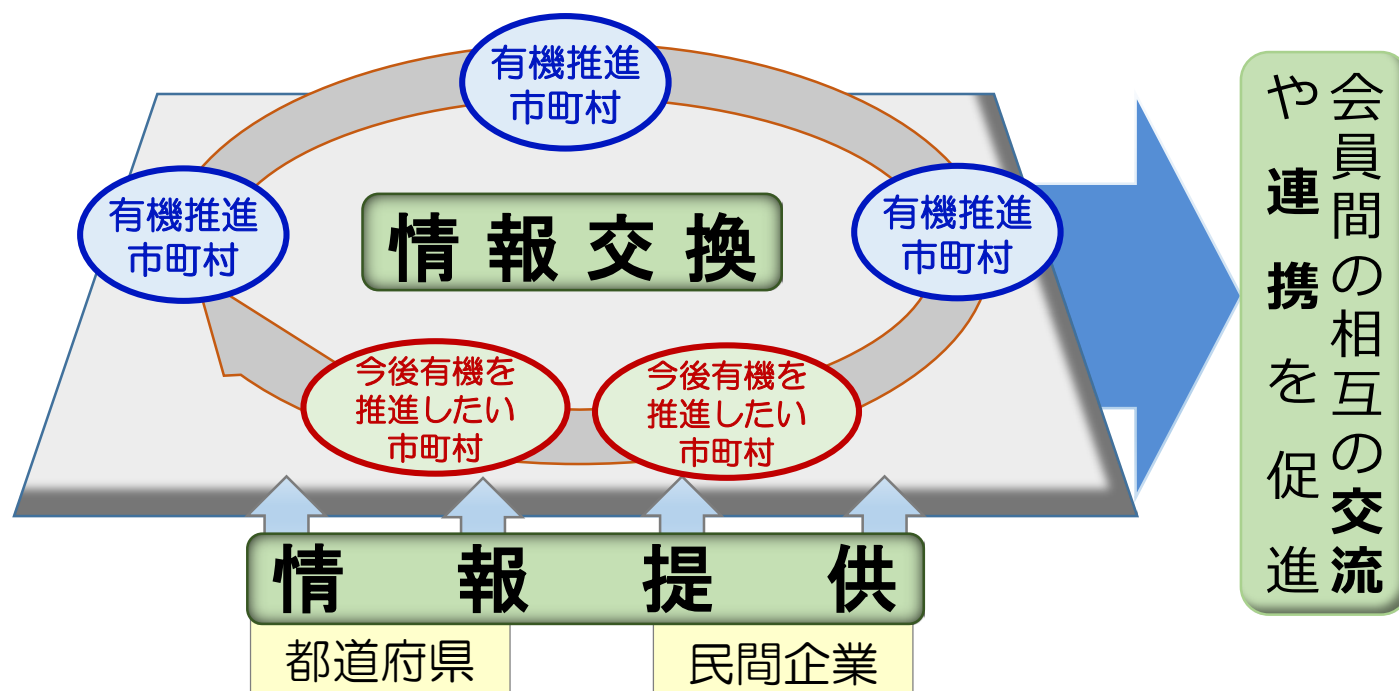
● 取組のポイント

- ・ 自らが土壌分析の技術を習得し、科学的データに基づいた施肥設計を実施。また、土壌分析の知識と技術を有機農業者仲間と共有。
- ・ SNSを見て訪れる事業者や消費者に対して農業体験を実施。また、自らの農地を利用して、移住者に有機農業の研修等を実施。

有機農業を生かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、このような市町村をサポートする都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるため、令和元年8月1日に「**有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク**」を立ち上げ、地方自治体での有機農業推進の取組を促進。

有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク

先進自治体の事例を後発自治体が学び、有機農業推進上の課題の解決や、取組の効果増大に資するため、自治体間を直接結ぶネットワークを構築



有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの取組（その1）

事例報告セミナーを通じた自治体間の情報共有の促進

平成30年11月20日（ネットワーク設立準備会合）

→全国6市町村の有機農業推進の取組事例の報告・共有



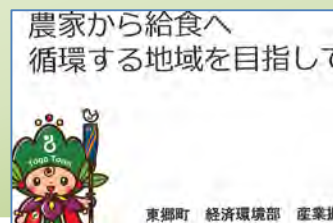
令和元年8月2日（第1回交流セミナー）

→「給食から広がる有機農業産地づくり」

（千葉県いすみ市・愛知県東郷町）

→「加工品・マーケティングセミナー」

（（株）こだわりや）



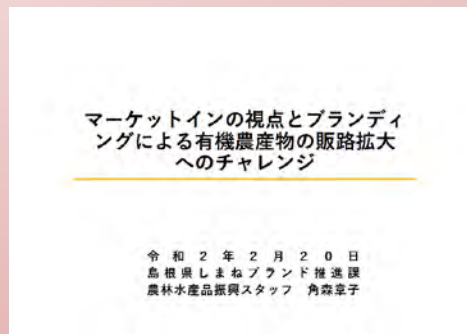
有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの取組（その2）

事例報告セミナーを通じた自治体間の情報共有の促進

令和2年2月20日（第2回交流セミナー）

→「**有機農産物の販路拡大のための自治体のチャレンジ**」
（大分県臼杵市・島根県）

→「**グループディスカッション・リレートーク**」



自治体担当者間等の交流促進

担当者名簿の共有

生産・流通実証事業との連携

各自治体の取組状況共有

等

有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク 会員

令和2年9月10日現在

市町村会員 (23)

青森県	黒石市長	福井県	池田町長	徳島県	小松島市長
山形県	川西町長	岐阜県	白川町長	長崎県	南島原市長
山形県	鶴岡市長	愛知県	東郷町長	熊本県	山都町長
埼玉県	小川町長	兵庫県	市川町長	大分県	佐伯市長
千葉県	いすみ市長	兵庫県	丹波市長	宮崎県	綾町長
千葉県	木更津市長	島根県	江津市長	宮崎県	木城町長
千葉県	山武市長	広島県	東広島市長	宮崎県	高鍋町長
千葉県	匝瑳市長	山口県	宇部市長		

サポート会員 <都道府県会員 (12)>

青森県	山形県	宮城県	千葉県
長野県	富山県	福井県	滋賀県
兵庫県	長崎県	熊本県	宮崎県

★参加は随時受付★

お問合せ先：生産局農産部農業環境対策課（03-6744-2114）

HP：<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/jichinet.html>